

くらしの安心情報

情報ファイル NO.71

平成 21 年 9 月 15 日

新聞のチラシを見て1万円くらいのミシンをかうつもりが、高額なミシンを購入させられた…。

相談内容

【相談者 50代 女性】

新聞の折込チラシを見て1万円くらいのミシンをかうと店に出かけたところ、「商品の説明に自宅を訪問したい。」と言われました。その後、訪問があり、「1万円のミシンは使いにくい。」と言われ、35万円のミシンを強く勧められ契約しました。結局、安価なミシンをかうつもりが、予想外に高価なものを買うことになり、解約したいのですが…。

対処方法

これは、格安の商品広告を見て来店した人に「今、在庫がないので後で自宅に届ける」などと言って訪問し、安い商品の欠点を指摘して、代わりに高額な商品の購入を勧める「おとり広告」に当たる可能性があります。自宅で長時間、しつこく勧誘されるので、根負けして契約する例が多いようです。

- このような注文していない新たなミシンの契約は、法律で「訪問販売」に該当する可能性があります。そのような場合は、契約書面を受け取った日から8日間はクーリングオフ(*)が可能です。
- 相談者には、クーリングオフ通知を出すよう助言したところ、解約となりました。
- その場の雰囲気や状況にまどわされず、不要であれば、はっきりと「いらない。」と断ることが大切です。
- また、万一トラブルになった場合は、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

(*) 訪問販売など法律で定められた取引に適用され、一定期間内であれば無条件に解約できる制度。

こんなに高いミシンはいらぬのに…



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)